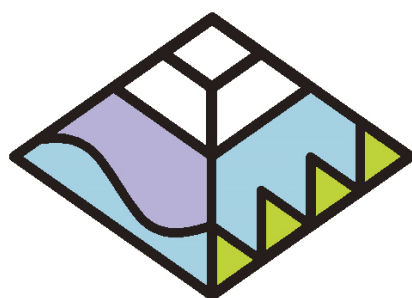


山梨県の公立学校における 働き方改革に関する取組方針



YAMANASHI

令和3年3月
山梨県教育委員会

目 次

1. 新たな取組方針の策定に当たって	1
2. 目的・目標等	2
3. 各取組主体の推進体制と役割、進捗管理	4
4. 学校における働き方改革推進の具体的な取組内容 と取組主体	7
5. これまでの取組及びその成果と現状等	
(1) これまでの取組	14
(2) 主な取組の成果	15
(3) 教育職員の時間外勤務の状況	17
(4) 教育事務所・市町村(組合)教育委員会・学校 から得られた主な課題・意見等	20
6. 関連する方針・ガイドライン等	
(1) 山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等 に関する方針(概要)	22
(2) やまなし運動部活動ガイドライン(概要)	24
(3) やまなし文化部活動ガイドライン(概要)	25
(4) これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務 の在り方に関する考え方について	26
7. 実践事例・参考資料	36

1. 新たな取組方針の策定に当たって

平成28年10月、教員が子供と向き合う時間を確保できるよう、教員の多忙化改善に向けた対策を検討する「教員の多忙化対策検討委員会」を教育委員会内に設置し、県教育委員会、市町村教育委員会、学校において主体的に業務改善に取り組むための方針である「教員の多忙化改善に向けた取組方針」（以下「平成29年策定の取組方針」）を、平成29年3月に策定した。

平成29年度以降は、文部科学省による教員の多忙化改善の施策や事業の趣旨を踏まえつつ、平成29年策定の取組方針に基づき、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、山梨県の教育の質を高めることを目的とした教員の多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

平成29年策定の取組方針の計画期間が最終年度となる令和2年度には、新たな取組方針の策定に向け、「働き方改革ワーキンググループ」を設置し、次の考え方を基に検討を進めてきた。

新たな取組方針では、まず、平成29年策定の取組方針の基本的な考え方をベースに、平成31年の中央教育審議会答申及び文部科学省の「学校における働き方改革に関する取組の徹底（通知）」や「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」、「やまなし運動部・文化部活動ガイドライン」、新型コロナウイルス感染症による学校を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、勤務時間を意識した働き方や、部活動における指導体制の見直し等の新たな視点を取り入れることとした。

また、それぞれの取組主体の立場から平成29年策定の取組方針を総括するとともに、教育職員の時間外勤務の実態調査結果や、学校現場等から寄せられた教員の多忙化改善・働き方改革のための実践事例及び取組提案を参考とすることとした。

令和3年度からは、新たな取組方針である「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」（以下「取組方針」）に基づく取組を、引き続き関係機関と緊密に連携しながら推進していく。

2. 目的・目標等

【学校における働き方改革の目的】

教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職員人生を豊かにすることにより、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行う。

※ 教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通して心身ともに健康であるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、子供たち一人ひとりの豊かな学びや健やかな成長を目指した教育の充実を図る。

【目標】

目的を達成するために、

(Ⅰ) 次の【取組の重点項目】の実践により、学校・教職員の業務内容の見直しや教職員の長時間勤務の状態を改善し、教職員が本来の業務に専念できる環境を整える。

(Ⅱ) 「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を履行し、次の数値目標の達成を目指す。

① 時間外在校等時間の縮減

令和4年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。《山梨県総合計画における目標》

② 子供と向き合う時間の確保

令和5年度末までに、「きずなの日」を年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。

《山梨県教育振興基本計画における目標》

※ 「きずなの日」には、

放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出するとともに、定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す。毎月2回、原則第一、第三月曜日に設置。年間20回以上実施。

③ 部活動における教員の負担軽減

令和5年度末までに、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合を中学校で100%、高等学校で90%以上にする。《山梨県教育振興基本計画における目標》

※ 令和5年度以降の数値目標については、次期「山梨県総合計画」、
「山梨県教育振興基本計画」に応じた目標を設定することとする。

【取組の重点項目】

- ① 勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定
- ② 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
- ③ 校務の精選・効率化・明確化
- ④ P T A・地域・関係諸団体との連携
- ⑤ 部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減

※ 取組内容の詳細は、P 7以降の『4. 学校における働き方改革推進の具体的な取組内容と取組主体』に記載

【取組の期間】

令和3年度から令和6年度までの4年間とする。

【取組の追加・変更・見直し】

取組方針は、国の新たな動きや、目標の達成状況の検証等を踏まえ、
適宜、必要な取組の追加、変更、見直しを行う。

3. 各取組主体の推進体制と役割、進捗管理

(1) 県教育委員会

①「山梨県の公立学校における働き方改革推進委員会」の設置、取組方針の進捗管理

- ア) これまでの「教員の多忙化対策検討委員会」を「山梨県の公立学校における働き方改革推進委員会（仮称）」（以下「推進委員会」）に改める。
- イ) 推進委員会において、取組方針を進捗管理し、教員の勤務実態を踏まえ、働き方改革を図るための取組の推進について検討する。
- ウ) 取組方針に基づいた各取組主体の計画による取組状況や達成状況を把握・検証し、取組方針の見直し等に継続的に取り組む。
- エ) 必要に応じて、推進委員会に業務改善や部活動の負担軽減等、特定課題について検討するワーキングを設置し、協議内容を推進委員会に報告する。
- オ) 推進委員会における検討内容や、取組状況・達成状況を県教育委員会のホームページに掲載する。
- カ) 学校における働き方改革の効果的な取組について、各市町村（組合）教育委員会や各学校に情報提供する。

②県立学校への指導・支援

- ア) 学校における働き方改革推進のための組織設置に対して指導・支援を行う。
- イ) 各学校が取り組む「アクションシート」の作成と達成状況の検証結果に対して必要な指導・支援を行う。

③市町村（組合）教育委員会への指導・助言又は援助等

- ア) 学校における働き方改革推進のための組織設置に対して指導・助言又は援助を行う。
- イ) 各市町村（組合）教育委員会が取り組む「アクションシート」の作成・達成、状況の検証結果および教育事務所への提出を依頼する。

(2) 教育事務所

①市町村（組合）教育委員会への指導・助言又は援助

- ア) 市町村（組合）教育委員会と密接な連携を図り、小中学校の働き方改革推進が着実に進むよう指導・助言又は援助を行う。
- イ) 市町村（組合）教育委員会が作成した「アクションシート」及び達成状況の検証結果を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

②管内の小中学校の働き方改革推進の指導・助言又は援助

- ア) 学校訪問時等に、各小中学校の所属職員の勤務状況や「アクションシート」による取組の進捗状況等について指導・助言又は援助を行う。
- イ) モデルとなる事例等については、学校訪問等を通じ管内の小中学校に普及する。
- ウ) 市町村（組合）教育委員会からの報告に基づき、管内の小中学校による「アクションシート」の達成状況の検証結果を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

(3) 市町村（組合）教育委員会

①学校における働き方改革推進のための組織づくりと取組方針等の策定・改訂

- ア) 県教育委員会の組織体制を参考に、学校における働き方改革推進のための委員会等の組織を設置する。
- イ) 各市町村（組合）の現状と課題を踏まえ、本取組方針に沿った取組方針を策定・改訂し、創意工夫を取り入れた実効性のある取組を進める。
- ウ) 各市町村（組合）の「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の業務量の適切な管理を行い、在校等時間の上限が守られるよう取組を進める。

②「アクションシート」による取組の推進と検証

- ア) 各市町村（組合）教育委員会が取り組む「アクションシート」を作成する。
- イ) 「アクションシート」に基づいた取組を推進し、達成状況の検証を教育事務所に報告する。

③管下の小中学校への指導・支援

- ア) 学校における働き方改革推進のための組織設置に対して指導・支援を行う。
- イ) 各小中学校が取り組む「アクションシート」の作成と達成状況の検証に対して必要な指導・支援を行う。
- ウ) 小中学校からの報告に基づき「アクションシート」の達成状況の検証を取りまとめ、教育事務所に報告する。
- エ) モデルとなる事例等については、学校訪問等を通じ管下の小中学校に普及する。

(4) 学校

①学校における働き方改革推進のための組織づくり

- ア) 県教育委員会の組織体制を参考に、学校における働き方改革推進のための委員会等の組織を設置する。

②学校における働き方改革の推進

- ア) 管理職のリーダーシップのもと、教育職員の勤務時間の適正管理、自己管理意識の向上等、働き方改革を推進する。
- イ) 「アクションシート」を作成し、働き方改革を推進する。
- ウ) 「アクションシート」の達成状況を検証し、結果を小中学校は市町村（組合）教育委員会に、県立学校は県教育委員会に提出する。

4. 学校における働き方改革推進の具体的な取組内容 と取組主体

【県】：県教育委員会 【事】：教育事務所 【セ】：総合教育センター
【地】：市町村（組合）教育委員会 【学】：学校 【教】：教職員

具体的な取組内容	取組の主体					
	【県】	【事】	【セ】	【地】	【学】	【教】
1. 勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定						
①勤務時間管理の徹底						
ア) ICTの活用等により客観的に計測する。	○	○	○	○	○	○
イ) 校外で職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。	○	○	○	○	○	○
ウ) 計測結果は公文書としてその管理及び保管を適切に行う。	○	○	○	○	○	○
エ) 実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがないよう徹底する。	○	○	○	○	○	○
オ) 業務の持ち帰りを行わないよう徹底する。	○	○	○	○	○	○
カ) 「上限方針」を踏まえた取組を推進する。	○	○	○	○	○	○
②効果的な勤務時間の割り振り						
ア) 学校運営上、必要に応じて時差出勤を活用し、効果的な勤務時間の割り振りを検討する。	○	○	○	○	○	
③学校閉庁日の設定						
ア) 長期休業中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員のまとまった休暇取得の促進を図る。	○			○	○	○
④「きずなの日」の着実な推進						
ア) 「きずなの日」には放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を創出する。	○	○		○	○	○
イ) 「きずなの日」には定時以降早めに退校することを管理職が教職員に促す。	○	○		○	○	○
ウ) 原則第一、第三月曜日に「きずなの日」を設定し、年間20回以上実施する。	○	○		○	○	○
⑤定時退校日及び退校時間の設定						
ア) 定時退校日を設定し、実施する。	○			○	○	○
イ) 遅くとも〇〇時には業務を終了し退校できるよう、各校で最終退校時間を設定し、実施する。	○			○	○	○
ウ) 留守番電話の設置やメール等による、勤務時間外における保護者等の連絡対応の体制を整備する。	○			○	○	

⑥ 1年単位の変形労働時間制についての検討						
ア) 国及び他都道府県の動向を注視し、制度の説明会や勉強会を実施するとともに、上限時間の遵守など前提条件の達成に向け取り組む。	○	○	○	○	○	○
イ) 制度運用で想定されるケースについて、問題点や課題を確認する。	○	○	○	○	○	○

具体的な取組内容	取組の主体					
	【県】	【事】	【セ】	【地】	【学】	【教】
2. 勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底						
①管理職のマネジメント力の向上・リーダーシップの発揮						
ア) 管理職を対象とした働き方改革に係る研修会を実施し、その成果を学校経営に生かす。	○	○	○	○	○	
イ) 教育監や管理主事等の学校訪問時に、勤務時間や健康管理について、必要な指導・助言を行う。	○	○	○	○		
ウ) 自校の状況や所属教職員の在校等時間、時間外勤務時間、負担感等を適切に把握する。					○	
エ) 自校の重点目標や経営方針において、教職員の働き方改革の内容を明確化する。					○	
オ) 校長のリーダーシップのもと、教職員のアイデアを活かした改革を推進する。					○	○
カ) 自校の教職員の業務内容や勤務時間の状況を踏まえ、自校における業務や環境整備等について検証を行い改善に努める。					○	
キ) 学校の働き方改革や多忙化改善に関する観点を盛り込んだ学校評価を作成・実施し、成果・改善点を明確にすることにより、教職員の働き方の改善に生かす。					○	
②一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革						
ア) 学校における働き方改革に関する取組方針の内容を教職員に周知する。	○	○		○	○	○
イ) 勤務時間やワーク・ライフ・バランスを意識した働き方に関する研修会や学習会を実施し、教職員の意識改革を図る。	○	○	○	○	○	○
ウ) 教職員間で学校の実情や課題意識を共有するとともに、削減する業務の洗い出しを行う。					○	○
エ) 自己観察書の評価項目に時間外勤務の縮減、業務改善の観点を盛り込み、計画的に働き方を改善する。	○	○		○	○	○

オ) 教職員が自らの勤務実態を把握し、働き方改革に努める。					○	○
③教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進						
ア) ストレスチェック・定期健康診断等による教職員の心と体の健康づくりに努める。	○	○		○	○	○
イ) 産業医の医師等による教職員の健康状態と職場改善による健康状態の改善のための提言を行い、ラインケアの推進を図る。	○	○		○	○	
ウ) 個々の教職員に対して、産業医の医師等による勤務実態と健康状態についての助言を行い、教職員が自らの健康管理について意識改革を図る。					○	○
エ) 長時間勤務者を報告し、産業医等の面接等による指導・助言を行う。	○	○		○	○	
オ) 心身の健康相談窓口等を設置し、効果的な活用を推進する。	○	○		○	○	
カ) メンタルヘルスに関する研修を通して、ストレスマネジメント能力の向上を図る。	○	○	○	○	○	○

具体的な取組内容	取組の主体					
	【県】	【事】	【セ】	【地】	【学】	【教】
3. 校務の精選・効率化・明確化						
①業務の役割分担の見直しと適正化						
ア) 「これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方（※P12に詳細を記載）」に基づく、役割分担・適正化のために必要な取組を実施する。	○	○	○	○	○	
②各学校の実情を踏まえた行事・会議等の見直しと、「アクションシート」の作成と検証						
ア) 学校行事を精選し、内容を見直す。					○	
イ) 委員会、会議、校務分掌等の組織・構成員の統一や見直し、業務の大胆な削減を行う。					○	
ウ) 新型コロナウイルス感染症により削減や縮小された会議、調査、分掌、学校行事等については、引き続き削減、縮小を前提にその必要性を検証し、思い切った業務の効率化を図る。					○	
エ) 県が示す「アクションシート」をもとに、各学校の働き方改革に向けた具体的な取組をまとめた「アクションシート」を作成する。					○	
オ) 各学校の「アクションシート」に基づき取組を推進し、年次ごとにPDCAサイクルで検証と改善を行い、「達成状況」を報告する。					○	

カ) 「アクションシート」及び「達成状況」について、学校のホームページ等で公表するように努める。					○	
③ ICT等を活用した業務改善の支援						
ア) 統合型校務支援システムや Web 教務システムを活用し、学校における事務の一層の効率化を進める。	○	○	○	○	○	○
イ) ICTを活用した情報の共有、資料のペーパーレス化、データによる文書管理を推進する。	○	○	○	○	○	○
ウ) e-ラーニング等「映像コンテンツ」の積極的な活用によるオンデマンド型研修会の導入を検討し推進する。	○	○	○	○		
エ) オンライン会議システムを積極的に活用し会議の効率化を図る。	○	○	○	○	○	
オ) 教材や資料の共有化、デジタル教材の活用、小テストの作成・採点及び評価等において、ICTの効果的な活用を図る。	○	○	○	○	○	○
④ 外部人材の確保・活用						
ア) SC、SSW、ICT支援員、部活動指導員等の専門的人材の活用を推進する。	○	○		○	○	
イ) 人材バンク制度の効果的な活用を推進する。	○	○		○	○	
ウ) 地域人材によるボランティアの活用を推進する。	○	○		○	○	
⑤ 会計業務の管理に係る検討						
ア) 給食費の公会計化の導入・活用を推進する。	○	○		○	○	
イ) 学校徴収金徴収業務の効率化について検討する。	○	○		○	○	
⑥ 若手教員のサポート						
ア) 管理職等の声かけや、教材の共有・OJTによる若手教員の育成を推進する。	○	○	○	○	○	○
イ) 小中学校においては、アドバンスティーチャーを活用する。	○	○	○	○	○	○
⑦ 事務職員と教員の連携・協働の推進						
ア) 学校運営への参画意識を高めるとともに、事務職員の専門性を生かし、教員と連携・協働して校務を遂行するための方策を検討し実践する。	○	○		○	○	○
⑧ 教育委員会が主催する会議・調査・研修会の見直し						
ア) オンライン会議システムを積極的に活用し会議の効率化を図る。	○	○	○	○		

イ) 学校への調査の内容の見直しや縮減を推進する。	○	○	○	○		
ウ) 県と市町村(組合)教育委員会等で重複した内容の研修の整理・精選を行う。	○	○	○	○		
エ) 研修報告書等、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図る。	○	○	○	○		
オ) 新型コロナウイルス感染症により削減や縮小された会議、調査等については、引き続き削減、縮小を前提にその必要性を検証し、思い切った業務の効率化を図る。	○	○	○	○		

具体的な取組内容	取組の主体					
	【県】	【事】	【セ】	【地】	【学】	【教】
4. PTA・地域・関係諸団体との連携						
①PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施						
ア) PTA総会、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、学校評議員会等の機会を捉え、自校の働き方改革の方策について説明を行い、理解を得るよう努める。					○	
イ) PTA、地域や各種団体等と連携し、業務改善に取り組む。					○	
②関係諸団体との連携						
ア) 関係諸団体が主催する会議、研修、調査、大会、出品等に対して、削減や縮減に向けた働きかけを行う。	○	○		○		

具体的な取組内容	取組の主体					
	【県】	【事】	【セ】	【地】	【学】	【教】
5. 部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減						
①部活動ガイドラインの遵守						
ア) 「学校の部活動に係る活動方針」を策定し公表する。	○			○	○	
イ) 「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。	○				○	○
ウ) 指導・運営に係る体制を構築する。	○			○	○	
エ) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する。	○	○		○	○	○
オ) 学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上は休養日とする。)の休養日を設ける。	○	○		○	○	○

カ) 活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。	○	○		○	○	○
キ) 参加する大会や練習試合、コンクール等の見直しを行う。	○			○	○	○
ク) 県小中体連、県高体連、県高文連、県高野連等の関係機関に対して、「部活動のガイドライン」の徹底を要請する。	○			○		
②部活動指導員等外部人材の活用						
ア) 部活動指導員の配置を促進する。(中学校)	○			○	○	
イ) 運動部活動等外部指導者の配置を促進する。	○			○	○	
③休日の部活動の段階的な地域移行(中学校)						
ア) 休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、調査・研究を推進し実践する。	○	○		○	○	○

【参考①】

※「これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方」
(P9 3-①-ア))

教師が授業などの本来の業務に専念できるようにするために、これまで学校・教師が担ってきた14の業務を仕分けし、優先順位をつけて負担軽減を図っていく。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等)
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)
- ⑦ 校内清掃(輪番、地域ボランティア等)
- ⑧ 部活動(部活動指導員等)

※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

- ⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)
- ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)

- ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
- ⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
- ⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

【例】 ○調査・統計等への回答等

調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選等

○部活動

採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであることの留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同部活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等

○給食時の対応

学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギー対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

《参照》

文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」
(平成31年3月18日付)

【参考②】

※「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」(中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(別紙2))
(平成31年1月25日付) (※P26に詳細を記載)

5. これまでの取組及びその成果と現状等

(1) これまでの取組

①平成28年10月	<p>「教員の多忙化対策検討委員会」設置</p> <p>教員が子供と向き合う時間を確保できるよう、教員の多忙化改善に向けた対策を検討</p>
②平成29年3月	<p>「教員の多忙化改善に向けた取組方針」策定</p> <p>県教育委員会、市町村（組合）教育委員会、学校において主体的に業務改善に取り組むための取組方針を策定</p>
③平成29年度 ～令和2年度	<p>取組方針に基づく多忙化改善に向けた取組の実践</p> <p>多忙化改善のための組織づくり、改善計画の作成・提出、改善計画による業務改善の実施・検証、改善計画・達成状況の公表</p>
④平成30年3月	<p>「やまなし運動部活動ガイドライン」策定</p> <p>生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動を地域、学校等に応じて最適な形で実施するためのガイドラインを策定</p>
⑤令和元年7月	<p>「やまなし文化部活動ガイドライン」策定</p> <p>生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動を地域、学校等に応じて最適な形で実施するためのガイドラインを策定</p>
⑥令和2年3月	<p>「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」策定</p> <p>教育委員会がサービスを監督するものの業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針を策定</p>

(2) 主な取組の成果

①「改善計画」の実施状況（「達成できた」又は「ある程度は達成できた」と評価した学校の改善項目別の割合）

※「改善計画」は、現行の取組方針に基づき各学校で作成（目標設定）し、年度末に評価

	公立小中学校			県立学校		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 会議等の効率化	91.5%	93.6%	96.0%	93.6%	97.9%	100%
2. 学校行事の負担軽減	80.7%	88.4%	90.7%	85.1%	87.2%	85.1%
3. 校内組織の見直し	73.4%	81.0%	87.4%	80.4%	87.2%	87.2%
4. 業務の効率化	76.4%	86.7%	88.7%	87.2%	89.1%	89.4%
5. 部活動の負担軽減	86.0%	91.0%	88.5%	79.5%	80.0%	87.5%
6. 地域人材の活用	79.8%	83.3%	87.0%	79.5%	84.4%	87.0%

②「きずなの日」の実施状況

※目標回数を実施できた学校の割合

（平成29年度「年間12回以上」、平成30年度以降「年間20回以上」）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立小中学校	26.4%	43.6%	68.4%
県立学校	57.4%	76.6%	89.4%

③部活動における教員の負担軽減の状況

1) 平日1日を休養日としている顧問の割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公立中学校	62.6%	80.4%	86.0%	84.5%
県立学校	70.9%	79.0%	79.4%	81.3%

2) 土日のいずれか1日を休養日としている顧問の割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公立中学校	84.2%	93.2%	96.5%	98.1%
県立学校	74.2%	80.9%	84.2%	85.8%

3) 土曜日又は日曜日の活動時間が4時間以上の顧問の割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公立中学校	57.6%	43.2%	14.7%	10.8%
県立学校	44.3%	37.8%	27.4%	21.4%

(3) 教育職員の時間外勤務の状況

① 月当たりの時間外在校等時間が80時間を超過した教育職員の割合

	令和元年度
公立小中学校	35.6%
県立学校	28.6%
県全体	33.4%

※公立小中学校は、「教育職員の勤務時間状況」(令和2年4月調査)の結果より

※県立学校は、一人1台PCのログイン・ログオフによる勤務時間記録より

②令和2年度「時間外在校等時間の業務実態調査」の結果

<p>1. 調査対象</p> <p>(1) 対象校種</p> <p>①公立の小学校及び中学校（246校） 小学校：2906名 中学校：1686名</p> <p>②県立の高等学校（定時制・通信制を含む）及び特別支援学校（分校を含む）、 甲府商業高等学校（41校） 全日制：1379名 定時制・通信制：143名 特別支援学校：735名</p> <p>(2) 対象教育職員（職位） 校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、 栄養教諭、実習教諭・主任実習助手・実習助手、寄宿舎指導員のいずれかであっ て、正規の勤務時間が7時間45分であるもの</p>
<p>2. 調査実施期間 令和2年10月26日(月)～11月17日(火)のうち、各学校で定めた1週間</p>
<p>3. 調査内容 各日において時間外の在校等時間で実施した業務のうち、かかった時間の多 かった業務を3つずつ回答</p>
<p>4. 調査方法</p> <p>(1) 統合型校務支援システム導入校（小学校・中学校）は、同システムの勤怠管 理機能を使用して調査</p> <p>(2) 統合型校務支援システム未導入校（小学校・中学校）および県立学校は、Excel シートを使用して調査</p>

1 平日に時間外勤務がある教育職員

	割合	平均時間
公立小学校	98.1%	2時間23分
公立中学校	98.6%	2時間31分
県立高校全日制	97.5%	2時間12分
県立高校 定時制・通信制	58.0%	1時間02分
特別支援学校	97.0%	1時間41分

※定時制を除く他の校種は、97%以上が時間外の勤務をしている。

※時間外勤務の平均時間は、中学校が最も多く2時間31分であった。

2 週休日に時間外勤務がある教育職員

	割合	平均時間
公立小学校	21.0%	2時間43分
公立中学校	58.1%	5時間13分
県立高校全日制	53.8%	5時間22分
県立高校 定時制・通信制	9.8%	3時間32分
特別支援学校	12.8%	2時間36分

※中学校及び県立高校全日制で半数以上が週休日に勤務をしている。

※中学校及び県立高校全日制的時間外勤務の平均時間は5時間を超えている。

3-1 平日の時間外に行われる業務【延べ人数】

	①	②	③
公立小学校	授業準備 (7149名)	朝の業務 (5385名)	学校経営(含校務分掌) (3062名)
公立中学校	授業準備 (3271名)	朝の業務 (2804名)	部活動・クラブ活動 (1836名)
県立高校全日制	授業準備 (2745名)	部活動・クラブ活動 (2282名)	生徒指導(個別) (1585名)
県立高校 定時制・通信制	授業準備 (140名)	学校経営(含校務分掌) (58名)	始業前の業務 (56名)
特別支援学校	授業準備 (1897名)	朝の業務 (796名)	学校経営(含校務分掌) (554名)

※最も人数が多かった業務は、すべての校種において「授業準備」であった。

※次いで小学校・中学校・特別支援学校では「朝の業務」、県立高校全日制では「部活動・クラブ活動指導」であった。

3-2 平日の時間外に行われる業務【延べ時間】

	①	②	③
公立小学校	授業準備 (8885時間30分)	学校経営(含校務分掌) (3798時間55分)	朝の業務 (3176時間20分)
公立中学校	授業準備 (4304時間59分)	学年・学級経営 (1828時間49分)	学校経営(含校務分掌) (1753時間30分)
県立高校全日制	部活動・クラブ活動 (3298時間42分)	授業準備 (2271時間08分)	生徒指導(個別) (1668時間44分)
県立高校 定時制・通信制	授業準備 (92時間01分)	学校経営(含校務分掌) (46時間41分)	部活動・クラブ活動 (45時間05分)
特別支援学校	授業準備 (2145時間15分)	学校経営(含校務分掌) (596時間01分)	学校行事(準備) (520時間23分)

※最も人数が多かった業務は、すべての校種において「授業準備」であった。

※次いで小学校・中学校・特別支援学校では「朝の業務」、県立高校全日制では「部活動・クラブ活動指導」であった。

4-1 週休日の時間外に行われる業務【延べ人数】

	①	②	③
公立小学校	授業準備 (306名)	学校経営(含校務分掌) (139名)	学年・学級経営 (127名)
公立中学校	部活動・クラブ活動 (1006名)	授業準備 (195名)	学年・学級経営 (77名)
県立高校全日制	部活動・クラブ活動 (722名)	授業準備 (120名)	その他の業務 (64名)
県立高校 定時制・通信制	学校経営(含校務分掌) (7名)	部活動・クラブ活動、授業準備、 始業前の業務(通信制)(各4名)	
特別支援学校	授業準備(55名)	部活動・クラブ活動、学校経営(含校務分掌) (各15名)	

※週休日の業務では、「授業準備」「部活動指導」が多い。

4-2 週休日の時間外に行われる業務【延べ時間】

	①	②	③
公立小学校	授業準備 (557時間44分)	学校経営(含校務分掌) (212時間37分)	その他の業務 (157時間44分)
公立中学校	部活動・クラブ活動 (5057時間24分)	授業準備 (328時間54分)	その他の業務 (150時間51分)
県立高校全日制	部活動・クラブ活動 (3891時間16分)	その他の業務 (296時間45分)	授業準備 (218時間25分)
県立高校 定時制・通信制	部活動・クラブ活動 (25時間00分)	学校経営(含校務分掌) (21時間04分)	授業準備 (5時間25分)
特別支援学校	授業準備 (107時間35分)	部活動・クラブ活動 (53時間24分)	学校経営(含校務分掌) (28時間47分)

※週休日の業務の延べ時間では、「部活動指導」が特に多い。

(4) 教育事務所・市町村(組合)教育委員会・学校から得られた主な課題・意見等

①教育事務所

- 各校への情報提供がメインで具体的な支援まで踏み込むことが難しい。
- 会議・調査について、県教委・他団体で更に精選、効率化する余地があるのではないか。
- 学校は責任の所在を明確にした上での「指導・指示」を望んでいる。
- 部活動については、各種団体との関係や地域人材の活用の難しさもあり思うように進まない。
- 「きずなの日」については、各校で更に有効活用できるよう努める必要がある。
- 市町村教育委員会と連携して各学校を指導することがうまくできていない。
- 学校評価の項目に、「多忙化改善」の設定を明記すると働き方に対する意識が変わる。
- 総合教育センターとの情報共有、情報発信を行うための連携はあまり行われていない。
- 学校現場において取組方針が理解されていない。教職員への継続的な周知が必要である。
- 部活動について、休養日の設定だけでなく活動時間についても抑える工夫が必要である。

②市町村(組合)教育委員会

- 管理職の姿勢が進捗に影響する面は大きいですが、教職員の考え方が多様であることも考慮が必要である。
- 個々の学校や市町村教育委員会の取組には限界があり、広く成功事例などの共有が必要である。
- 管理職のマネジメント力向上に向けた研修は、県教育委員会と連携した形で実施できないか。
- 校務支援システムで効率化された業務もあれば、煩雑になったものもあり、継続的な改善が必要である。
- 関係団体等の会議については、更に削減・減員が可能なものが存在する。
- 外部人材の活用には、予算の確保と適正な人材の確保が不可欠。

- 事務職員と教育職員の連携は、業務の改善、事務処理の効率化を図る上で必要である。
- 教育職員との役割分担によって、1名しかいない事務職員の負担が増すことにも留意すべき。

③学校

- 多忙化対策のための組織も当初は効果を上げていたが、徐々に形骸化してしまった。
- 学校だけで取組を進めるのは限界があり、家庭や地域の協力体制を構築することも必要である。
- 各分掌・個人単位での取組に移行する時期ではないか。
- ICT環境の利活用や部活動、退校時間について教職員間の意識の差が大きい。
- 業務削減に好意的でない保護者もあり、理解を得られるよう努める必要がある。
- 生徒や保護者、団体の意向を十分踏まえ、部活動のあり方を検討していく必要もある。
- 部活動の休養日の設定については、部活動の特性も踏まえた上で柔軟に設定しても良いのではないか。
- 「きずなの日」以外の日に会議等が集中してしまう事態を避ける工夫が必要である。
- やる気を削がずに勤務時間を縮減するよう指導することに難しさがある。
- 教職員自らが勤務時間を意識し、時間管理の視点で業務を進めることが必要である。
- PTA等との連携は重要であり、望ましい連携のあり方、考え方をしっかりと周知する必要がある。
- 保護者は、ある程度PTAとの連携内容が全校で統一されていた方が理解しやすいのではないか。
- PTAに加え、同窓会や地域との連携など「地域人材との連携」が必要である。
- 「新しい生活様式」への移行は、会議や研修を思い切って、削減・合理化できるチャンス。
- 業務削減に対する保護者等の理解を得る必要がある。

6. 関連する方針・ガイドライン等

(1) 【山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（概要）】

県教育委員会では、令和2年3月に「山梨県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の上限等について次のとおり定めている。

① 「勤務時間」の考え方

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、山梨県教育委員会が管理する対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として山梨県教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 山梨県教育委員会が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

② 上限時間の原則

山梨県教育委員会は、山梨県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の
1箇月の合計時間 45時間
- ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の
1年間の合計時間 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1 箇月時間外在校等時間 100 時間未満
- ロ 1 年間時間外在校等時間 720 時間
- ハ 1 年のうち 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月
- ニ 連続する 2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び 6 箇月のそれぞれの期間について、各月の 1 箇月時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

また、留意すべき事項について、次のとおり定めている。

④ 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに山梨県教育委員会等の関係者は、この方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

⑤ 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

⑥ 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

県教育委員会では、この上限方針に基づき、サービスを監督する県立学校の教育職員について、業務量の適切な管理と健康、福祉の確保を図るために必要な措置を講じていく。

(2)【やまなし運動部活動ガイドライン（概要）】

県教育委員会では、平成30年3月に中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、県教育委員会及び市町村教育委員会、学校における体制整備等を推進するため、「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定した。

① 適切な運営のための体制整備

(ア) 運動部活動の方針の策定等

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会
が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定
し、公表する。
- ◆運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動
計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築

② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

③ 適切な休養日等の設定

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土
曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教
育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り
替える。）
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期
中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・
効果的な活動を行う。

④ 参加する大会や練習試合等の見直し

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならな
いことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ◆運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動
となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置
付ける。

⑤ 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(3) 【やまなし文化部活動ガイドライン（概要）】

県教育委員会では、令和元年7月に中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会、学校における体制整備等を推進するため、「やまなし文化部活動ガイドライン」を策定した。

① 適切な運営のための体制整備

(ア) 文化部活動の方針の策定等

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆文化部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築

② 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(ア) 適切な指導の実施

(イ) 文化部活動用指導手引の普及・活用

③ 適切な休養日等の設定

- ◆学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。）
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 学校単位で参加する大会等の見直し

⑤ 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(ア) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

(イ) 地域との連携等

(4)【これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について（中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（別紙2））】

- これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、教師の業務量や地方公共団体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について、以下のとおり整理した。

また、これらの整理を進めるために文部科学省で実施すべき取組について、項目ごとに「文部科学省に求める取組」としてまとめた。学校における業務の役割分担を徹底するため、文部科学省にはこれらに対して誠実に対応することを望む。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

① 登下校に関する対応

- 学校による登下校の安全に関する対応については、児童生徒の安全確保や、地域・保護者と学校の連携体制構築の観点から有意義だという指摘もあるが、諸外国では学校が対応せず、保護者等の別の主体が担っている例も多い。また、スクールガード・リーダーや地域住民による見守り活動等による安全確保の取組が行われている地方公共団体もある。

学校は、安全指導等の観点から通学路の設定・安全点検等を行っており、また、児童生徒の安全確保のために保護者や関係機関等と連携を図るよう努めるものとされているが、登下校時の見守り活動の日常的・直接的な実施は必ずしも教師が担わなければならないものではない。

- 通学路を含めた地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであることから、登下校の通学路における見守り活動の日常的・直接的な実施については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく、地方公共団体や保護者、地域住民など「学校以外が担うべき業務」である。

各地域においては、地方公共団体等が中心となり、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制の構築により、通学路の安全確保を効果的に行うことが考えられる。

＜文部科学省に求める取組＞

- ア 法的な整理を踏まえた、地域や保護者への明確なメッセージの発信
- イ 通学路の安全確保について学校が中心となって担っている場合の対応見直しについて、警察署等の関係機関を所掌する省庁に対する協力要請
- ウ 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応については、学校外での非行や事故の事前防止という点で有意義であるという指摘もあるが、地方公共団体では、自治会や警察機関等と生徒指導上の課題等について共有した上で、保護者・PTAと地域住民による夜間パトロール、声掛けを徹底している例もある。

①でも述べたとおり、地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する

地方公共団体が有するものである。また、児童生徒の補導時の対応等については、児童生徒の家庭の事情等により、やむを得ず教師が対応しているケースもあるが、第一義的には保護者が担うべきである。したがって、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応は、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

これを踏まえ、放課後から夜間などにおける見回りについては、地域や学校の実情に応じて、教育委員会が実施する必要性を含め精査した上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等学校・教師以外の主体に積極的に移行していくべきである。

<文部科学省に求める取組>

- ア 法的な整理を踏まえた、地域や保護者への明確なメッセージの発信
- イ 児童生徒の補導時等の一義的な責任は保護者にあることを踏まえた対応について、警察庁等の関係省庁に対する要請
- ウ 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

③ 学校徴収金の徴収・管理

- 学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図りつつ、高い徴収率を挙げている例もある。また、学校給食費については、既に地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れる公会計方式にしている地方公共団体も一定程度存在する。

先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。

特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきであって、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く公表することにより、各地域の取組を促す。（「8. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等」参照）

<文部科学省に求める取組>

- ア 給食費の公会計化導入や徴収業務を学校・教師ではなく地方公共団体が担うようにするためのガイドラインの早急な作成と周知徹底
- イ 給食費以外の学校徴収金について、公会計化に向けた好事例形成のため、先進的な取組を行う地方公共団体の支援と、全国への事例周知
- ウ 以上の取組を実施した上での、各地方公共団体の取組状況の調査・公表

④ 地域ボランティアとの連絡調整

- 学校と地域との連携・協働については、教育基本法にも規定されており、学校を運営するに当たり極めて重要であり、社会教育法第9条の7第2項では、「地域学校協働活動推進員」が、「地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」とされている。

この点も踏まえ、地域ボランティアとの連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うべきであり、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

- 特に、これまで学校・教師が担ってきた業務の役割分担を進めるに当たっては、地域ボランティアをはじめとした多様な人材の活躍が重要であるが、こうした多様な人材確保のための連絡調整に学校の時間がとられてむしろ学校の負担が増大するとの指摘もある。こうした点からも、地域ボランティアとの連絡調整は地域学校協働活動推進員等が中心となって行うこととし、学校の最大のリソースの一つである時間を確保していくことが重要である。
- なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うことが考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

- ア 地域学校協働活動推進員の一層の配置促進
- イ 地域連携担当教職員に係る標準職務例の提示及び学校管理規則における規定参考例の提示

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤ 調査・統計等への回答等

- 文部科学省は地方公共団体に対し、調査・統計等を実施しており、各学校の設置者も、学校現場や児童生徒の実情を適切に把握する観点から、調査・統計等を実施している。さらに、様々な主体の求めに応じ、学校の状況を逐次把握するために調査等が行われる場合もある。

政府の統計改革推進会議でも、統計を積極的に利用した証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進の必要性和同時に、報告者負担の軽減が掲げられており、こうした方向性に即して、調査・統計等の不断の見直しを進めなければならない。
- 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。

各教育委員会においては、学校への調査・照会について、対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、項目の重複排除等、報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うとともに、首長部局が行う調査についても、同様の配慮を働きかけるべきである。
- また、研究指定校やモデル事業については、地域の教育課題の変化を踏まえて精査・精選することが必要であり、文部科学省や国立教育政策研究所は、それぞれの行政目的から縦割りで行われている研究指定校やモデル事業の思い切った統合、精選を行うべきである。また、教育委員会においても必要性が乏しくなった研究指定校やモデル事業が存続することがないように不断の見直しが必要である。

さらに、首長部局や地域の研究機関、民間団体が実施する学校宛ての調査や出展依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請することが必要である。

なお、各学校においては、必要に応じて、外部からの調査や問合せが予想される事項については学校ホームページ等で積極的に情報を公開するなど、問合せを減らすための工夫を講ずることも重要である。

<文部科学省に求める取組>

- ア 教育委員会や学校等を対象に実施する調査の項目の整理・統合の徹底的な実施
- イ 調査の精選と重複排除のため、文部科学省が実施する調査について業務量を一元的に管理する初等中等教育局財務課における事前確認の徹底
- ウ 文部科学省が実施する調査の教育委員会等に対する前広な時期・項目の提示
- エ 研究指定校やモデル事業の思い切った統合・精選
- オ 必要な研究指定校やモデル事業における申請等のための書類の簡素化
- カ 研究機関や民間団体が実施する学校宛ての調査や、作文・絵画コンクール等への出展依頼、家庭向けの配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力要請（特に、他省庁や独立行政法人をはじめとした国の各機関に対する要請の実施）
- キ 作文・絵画コンクール等への出展依頼に係るポータルサイトの構築
- ク 文部科学省の後援名義等の使用許可における上記カの要請への協力の必須条件化

⑥ 児童生徒の休み時間における対応

- 児童生徒の休み時間は学校における教育活動の間に設けられており、学校として児童生徒の安全を確保する必要がある。また、休み時間の様子の観察により、児童生徒の抱える課題への早期対応が可能となることから学校が担うことが現実的である。

ただし、休み時間への対応は、教員免許を必要とする業務ではなく、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」である。

- 学校には、休み時間における児童生徒の事故等を防止する措置を講ずる注意義務等が生じるが、現在でも教師以外の学校職員がその業務を担うこともある。また、児童生徒や学校の状況等に応じ、責任体制を明確化するとともに、注意・配慮が必要な情報等について十分に共有を図った上で、例えば、地域ボランティア等の協力も得ながら、全ての教師が毎日、児童生徒の休み時間の対応をするのではなく、輪番等によって負担を軽減する等の取組を促進すべきである。

<文部科学省に求める取組>

- ア 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

⑦ 校内清掃

- 校内清掃については、清掃指導を通じて児童生徒に勤労の意義や奉仕の精神、集団の一員としての自覚を深め、責任感を育成するとともに、児童生徒相互の触れ合いを深める点で有意義であるという指摘があるが、諸外国では、教師が校内清掃の指導を担っている例は少ない。また、我が国においても、清掃の時間に地域の高齢者が参加し、児童生徒と交

流を図りながら実施している地方公共団体もある。

校内清掃は校内で行われるものではあるが、児童生徒が行う清掃の見守りは、教員免許を必ずしも必要とする業務ではなく、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」である。

- したがって、清掃指導については、その教育的効果を踏まえつつ、学校や児童生徒の状況、教職員の勤務状況、環境衛生の維持等も踏まえ、各学校において合理的に回数や範囲等を設定し、地域ボランティア等の参画や民間委託等を検討するなど、全ての教師が毎日行うのではなく、輪番等によって負担を軽減する等の取組を促進すべきである。

一方、日常的な環境衛生の維持又は改善のための活動は学校の業務であるが、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の環境衛生活動については、現在も教師以外の学校職員も行っているが、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、できる限り教師に行わせないように努めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

ア 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

⑧ 部活動

- 中学校及び高等学校段階での部活動は、現行の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが示されている。
- 部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、平成29年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。
ただし、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている。
- 部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。
- 教育委員会及び学校は、部活動ガイドラインで示された活動時間等の基準の遵守が求められる。教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべき

である。

- あわせて、一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等も検討すべきである。

なお、設置する部活動の数については、少子化による学校規模の縮小等の実情に応じ、生徒や教師の数や部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、複数の学校による合同部活動や、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を積極的に進めるべきである。また、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、学校単独でなく、こうした合同チームや学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである。

また、大会やコンクールで勝つことのみを重視し過重な練習が行われることのないよう、勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である。

学校教育としての意義を超えて、部活動の大会等で活躍・勝利することが地域の誇りや伝統である等の理由で、教師が授業の質の向上に取り組めないほどの負担を強いられることはあってはならないことであり、地域がこれを望むのであれば、地域単位の取組として活動を行うべきである。

- 一部地域では、平日の一定時刻までは学校部活動、それ以降の時間や休日については地域のクラブ活動にすみ分けて取り組んでいる例もあり、部活動は必ずしも教師が担う必要はないことを踏まえると、教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことのできない業務に注力するためにも、地方公共団体や教育委員会において、公認スポーツ指導者資格制度を設けている公益財団法人日本スポーツ協会や地域の体育・スポーツ協会等と協力して、質の高い部活動指導員の任用・配置を進めるとともに、地域における指導者の質の担保を行うなど、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

ア 過剰な部活動の活動時間削減に伴い、登校時間を遅らせることや下校時間を早めることに対して、地域や保護者へ理解を求める明確なメッセージの発信

イ 部活動ガイドラインを遵守する学校の設置者等に対する、部活動指導員の配置充実

ウ 学校の部活動が参加する大会・コンクールの主催者に対する部活動指導員による単独引率を可能とする関連規定の整備の要請及びその改正等の対応状況の調査・公表

エ 学校の部活動が参加する大会・コンクールの主催者に対する長期休業期間中の学校閉庁日及び生徒の多様な活動機会の確保等のための大会の日程等の見直しの要請

オ 学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者に対する、合同チームや学校と連携した総合型地域スポーツクラブ等地域スポーツ・文化団体等が、学校単独でなく、大会に参加できるような関係規定の整備の要請

カ 都道府県教育委員会や都道府県学校体育・文化団体に対する、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しの要請

キ 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

⑨ 給食時の対応

- 給食時の対応については、食に関する指導や給食指導と、食物アレルギーへの対応等の安全管理が必要となる。

特に、給食指導については、学習指導要領の特別活動として位置付けられ、その解説においても、学級担任の教師による指導が原則であると記載されている。

この点については、栄養教諭等の配置状況も踏まえながら、学級担任と栄養教諭等との連携により、食物アレルギーを有する児童生徒への毎日の給食時の各学級での対応など衛生や安全・食事に関するより効果的な指導を行うとともに、緊急時対応について教職員間で具体的・確実な体制を確保しておくことで、学級担任一人一人の負担を軽減していくべきである。

また、ランチルームなどで複数学年等が一斉に給食をとったり、指導の補助として地域ボランティア等の協力を得たりするなど、教師一人一人の負担軽減のための工夫を行うべきである。

- なお、事故が起こらないように教師に課せられる注意義務の範囲については、対象となる児童生徒の発達段階により若干広狭があるが、いずれにせよ、学校給食について最優先すべきは安全性が確保されることである。このため、学校給食における食物アレルギー対応については、医師の診断による「学校生活管理指導表」の家庭からの提出を必須とし、負担軽減だけではなく事故防止の観点からも、対応食品を精選して必要最小限の除去とした上で、個別対応はせず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」の対応を原則としている。事故防止を最優先とし、施設整備や人員等を鑑み、過度で複雑な対応を行うことまでを求めてはならない。そして、学級担任や栄養教諭等の負担軽減の観点からも、児童生徒や保護者に対し、原則的な対応への理解を求めていくことが重要である。

<文部科学省に求める取組>

ア 学校給食における食物アレルギー対応指針の趣旨の教育委員会、学校、保護者等への周知徹底

イ 地域ボランティアの参画を円滑に進めるための、地域学校協働活動の推進

⑩ 授業準備

- 教師の本務は、「授業」であり、質の高い授業を行うためには、教材研究や教材作成等の授業準備は必要不可欠である。

新学習指導要領において重視されている主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善にとって授業準備が重要であるのは明らかであるが、例えば、独立行政法人教職員支援機構が現在実施しているような優れた授業の実践事例や、授業改善のための個別課題に応じた研修プログラムをオンラインで提供する取組を活用することで、その負担を軽減していくべきである。

また、授業準備の中核である教材研究や指導案の作成等は教師が担うべき業務であるが、例えば、教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や、理科の授業における実験や観察等の準備・片付け等の支援は、教師との連携の上で、スクール・サポート・スタッフや理科の観察実験補助員が担うようにしていくべきである。

<文部科学省に求める取組>

- ア 優れた授業の実践事例や、授業改善のための個別課題に応じた研修プログラムをオンラインで提供する取組の支援・充実
- イ 作業を効率的に行うためのICT機器やネットワーク環境等の整備やOA機器の導入・更新の地方財政措置による支援
- ウ 小学校中学年での外国語活動の導入や高学年での教科化に向けた、教室用デジタル教材や、新学習指導要領に対応した教材の、希望する学校への配布
- エ スクール・サポート・スタッフや理科の観察実験補助員の体制整備

⑪ 学習評価や成績処理

- 学校教育法施行規則により作成が義務付けられている指導要録については、観点別に学習評価を実施することが現行制度上求められており、これに伴う定期テストの問題作成・採点、通知表・調査書・指導要録の作成等の学習評価、それに伴う成績処理については教師が行うべき業務である。

一方、これに関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単なドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、単なるボランティアではないスクール・サポート・スタッフ等を積極的に参画させるべきである。また、教育委員会は、この点に限らず、業務の効率化や事務作業の負担軽減のため、ICTを活用する環境の整備やOA機器の更新を図るべきである。

新学習指導要領下の学習評価については、教師の勤務実態を踏まえ、指導要録のうち指導に関する記録については大幅に簡素化し、学習評価の結果を教師が自らの指導の改善や児童生徒の学習の改善につなげることが重要である。

<文部科学省に求める取組>

- ア 作業を効率的に行うためのICT機器やネットワーク環境等の整備やOA機器の導入・更新の地方財政措置による支援
- イ スクール・サポート・スタッフの体制整備
- ウ 指導要録における文章記述欄の大幅な簡素化
- エ 指導要録の記載する事項を全て満たす通知表を作成するような場合には、指導要録と通知表の様式を共通のものとする旨の明示

⑫ 学校行事等の準備・運営

- 学校行事等については、学校行事の企画・運営、児童生徒への指導等は教師が担うべき業務であるが、必要な物品の準備、職場体験活動受入れ企業への日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員や民間委託等外部人材等が担うべきである。

あわせて、学校行事を通じた児童生徒に必要な資質・能力の育成という観点は維持しつつ、学校行事の準備等が教師の過度な負担とならないよう、学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めるとともに、地域や学校等の実情に応じて、地域行事と学校行事の合同開催など効果的・効率的な実施を検討すべきである。

- また、周年行事等、地域の記念行事の要素が大きい行事の準備は、簡素化し、教育委員会や保護者・PTA、地域等が中心となって行うようにするべきである。さらに、実施す

ること自体は教育上必要な行事についても、その一部について、教育的意義を超えて、地域の誇りや伝統等の理由で、教師が授業の質の向上に取り組めないほどの負担を強いられることはあってはならないことであり、地域が望むのであれば地域等が中心となつて行う行事に移行すべきである。

加えて、理科の野外観察や社会科の見学など、本来、教科等の学習に相当する内容の一部が学校行事として行われている状況を踏まえて、カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、今後も引き続き積極的に当該教科等の授業時数に含めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

ア 地域行事と学校行事の合同開催等を進めるための、地域学校協働活動の推進

イ 各学校における精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例の提示

⑬ 進路指導

○ 中学校及び高等学校の学習指導要領においては「学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行」うと記載されているが、特に高等学校については、就職先が多岐にわたり、企業等の就職先の情報を踏まえた指導について、教師が必ずしもその専門性を有しているとは言えない。このため、事務職員や民間企業経験者、キャリアカウンセラーなどの外部人材等が担当する方が効果的と考えられる場合には、進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等が担うべきである。

○ あわせて、進路指導に付随する業務である検定試験や模擬試験の実施における監督等については、可能な限り民間委託等を進めていくべきである。

また、教師が進路指導を担う際には、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、都道府県や市区町村における様式の統一化のほか、事務の集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進める工夫を行うべきである。

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

○ 国民には、教育を受ける権利が憲法上保障されており、学校は、支援が必要な児童生徒が学校で学ぶために必要な取組を行うべきである。また、学校は、学校教育と家庭教育の連携という点から、児童生徒の家庭に対しても必要な情報提供等の様々な対応を行うべきである。このような業務は、学校において、最も児童生徒に接している時間が長く、状況を詳細に把握している教師が基本的に担うべきと考えられる業務である。

しかしながら、児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導に係る支援

員等の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべきである。

専門的な外部人材等の配置に当たっては、教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門的な外部人材等に任せるかを明確にすることが必要である。

また、支援が必要な児童生徒や保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ、専門スタッフとの役割分担の明確化に当たっては、養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても併せて取り組む必要がある。

- さらに、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からの助言が必要な場合については、教育委員会が対応を引き受けるべきである。また、学校において対応する場合であっても、教師が一人で抱え込まずに学校が組織として対応できるよう、教育委員会における支援体制の構築や、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進めるべきである。

なお、義務標準法第9条第4号では、就学援助に係る事務の作業量を考慮した学校の事務職員の定数加算について規定されており、学校の事務職員がスクールソーシャルワーカーに期待される福祉機関との連携等の業務を担うことも想定される場所である。

そのような業務が常時存在する学校において、義務標準法第9条第4号に基づき配置される事務職員と合わせて、事務職員が2名以上いる場合は、そのうちの1名にスクールソーシャルワーカーに準じた業務を担わせることも考えられる場所である。

<文部科学省に求める取組>

ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアを行う看護師や特別支援教育を支援する外部専門家、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員等専門スタッフの配置充実

イ 教育委員会によるサポート体制の構築に向けた、管理主事等に対する必要な法的知識の周知や研修の実施

ウ 法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置の支援

7. 実践事例・参考資料（令和3年3月23日確認）

（1）文部科学省

①「学校における働き方改革について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm



②「学校における働き方改革～取組事例集～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00428.html

③「学校における働き方改革フォーラム

～優良事例大集合！広げよう実践の輪～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1422164.htm

④「～公立学校の校長先生のための～やさしい！勤務時間管理講座」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/114532.htm

（2）政府広報オンライン

①「新しい時代の教育のために

『学校の働き方改革』が進められています！」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/2.html>

（3）独立行政法人教職員支援機構

①「学校における働き方改革

『先生が忙しすぎる』をあきらめない」

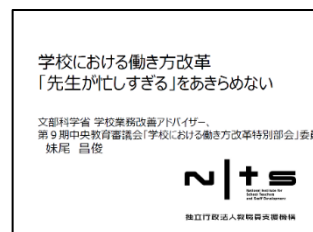
文部科学省学校業務改善アドバイザー

第9期中央教育審議会

「学校における働き方改革特別部会」委員

妹尾 昌俊 氏

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/050.html>



②「働き方改革時代の管理職に求められる

タイムマネジメント・スキル」

東北大学大学院教育研究科 青木 栄一 准教授

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/059.html>



【参考資料】

「学校における働き方改革 取組の重点項目と主な取組内容」

(アクションシート・学校版)

「学校における働き方改革 取組の重点項目と主な取組内容」(アクションシート・学校版)		記入例はこちら	
※1【主な取組内容の詳細】を確認 取組の重点項目(※1)・独自①・独自②から確認	※2【取組の重点項目(※1)・独自①・独自②】を記入 年度始めに 「〇」:本年度取組項目 「ー」:本年度は取組まない項目 ※取組まない理由を 【年度ごとの達成状況】の【分析】欄に記入	※3【年度ごとの達成状況】を記入 年度末に 【評価】欄 A:達成できた B:ある程度達成できた C:あまり達成できなかった D:達成できなかった ※「年度ごとの取組項目」が「ー」の場合は「ー」を選択 ※「評価」が「C」または「D」の場合、その要因等、分析結果を記入 【分析】欄 ※「取組みの重点項目1」の④については、 評価にかかわらず「きずなの日」の実施回数記入	※4【年度ごとの達成状況】を記入 年度末に 【評価】欄 A:達成できた B:ある程度達成できた C:あまり達成できなかった D:達成できなかった ※「年度ごとの取組項目」が「ー」の場合は「ー」を選択 ※「評価」が「C」または「D」の場合、その要因等、分析結果を記入 【分析】欄 ※「取組みの重点項目1」の④については、 評価にかかわらず「きずなの日」の実施回数記入
取組の重点項目1 【勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定】	年度ごとの取組項目(※2)	年度ごとの達成状況(※4)	令和6年度 分析
①取組主体ごとの独自の取組を記入する(任意) ②各重点項目の取組で、独自の取組が3つ以上ある場合は、 16.各取組主体のその他の独自取組の「独自①」~「独自④」 に内容を記入し、年度末に評価する	R3 R4 R5 R6	評価	令和5年度 分析
①勤務時間管理の徹底			
②効果的な勤務時間の割り振り			
③学校閉庁日の設定			
④「きずなの日」の意義な推進		実施 回数	回数
⑤定時退校日及び遅刻時間の設定			
⑥1年単位の変形労働時間制についての検討			
独自① (※2)			
独自② (※2)			
取組の重点項目2 【勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底】	年度ごとの取組項目(※2)	年度ごとの達成状況(※4)	令和6年度 分析
①管理職のマネジメント力の向上・リーダーシップの発揮	R3 R4 R5 R6	評価	令和5年度 分析
②一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革			
③教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進			
独自① (※2)			
独自② (※2)			
取組の重点項目3 【校務の精選・効率化・明確化】	年度ごとの取組項目(※2)	年度ごとの達成状況(※4)	令和6年度 分析
①業務の役割分担の見直しと適正化	R3 R4 R5 R6	評価	令和5年度 分析
②各学校の実情を踏まえた行事・会議等の見直し、 「アクションシート」上の徹底と推進			
③ICT等を活用した業務改善の支援			
④外部人材の確保・活用			
⑤委託業務の管理に係る検討			
⑥若手教員のサポート			
⑦事務職員と教員の連携・協働の推進			
独自① (※2)			
独自② (※2)			
取組の重点項目4 【PTA・地域・関係団体との連携】	年度ごとの取組項目(※2)	年度ごとの達成状況(※4)	令和6年度 分析
①PTA・保護者・地域の理解を促す取組の実施	R3 R4 R5 R6	評価	令和5年度 分析
独自① (※2)			
独自② (※2)			
取組の重点項目5 【部活動運営の適正化・部活動指導の負担軽減】	年度ごとの取組項目(※2)	年度ごとの達成状況(※4)	令和6年度 分析
①部活動ガイドラインの遵守	R3 R4 R5 R6	評価	令和5年度 分析
②部活動指導員等外部人材の活用			
③休日の部活動の段階的な地域移行(中学校)			
独自① (※2)			
独自② (※2)			

※「アクションシート」は「学校版」の他に、「教育委員会事務局版」「教育事務所版」「総合教育センター版」「市町村(組合)教育委員会版」を作成

「教員の多忙化対策検討委員会」における審議の経過

令和2年

- 7月 6日（月） 第1回 教員の多忙化対策検討委員会
- ・取組方針に基づいた取組の進捗状況について
 - ・次期取組方針策定の方向性について 他
- 7月30日（木） 第1回 働き方改革ワーキング会議
- ・多忙化改善に向けた取組状況調査結果について
 - ・取組方針の改訂について
 - ・一年単位の変形労働時間制について 他
- 9月 7日（月） 第2回 働き方改革ワーキング会議
- ・取組方針改訂の作業工程について
 - ・「働き方改革に係るアンケート」について 他
- 10月 6日（火） 第1回 部活動の負担軽減に係る検討ワーキング会議
- ・令和元年度部活動年間指導計画状況について
 - ・部活動指導員について
 - ・令和元年度部活動指導実態調査について
 - ・持続可能な部活動の在り方について 他
- 12月22日（火） 第3回 働き方改革ワーキング会議
- ・業務実態調査の結果について
 - ・新取組方針原案について 他

令和3年

- 1月13日（火） 第4回 働き方改革ワーキング会議
- ・新取組方針骨子案について 他
- 1月18日（月） 第2回 部活動の負担軽減に係る検討ワーキング会議
- ・部活動ガイドライン取組状況調査
及び部活動指導実態調査結果について 他
- 1月25日（月） 第2回 教員の多忙化対策検討委員会
- ・新取組方針骨子案について 他
- 2月 5日（金） 第5回 働き方改革ワーキング会議
- ・新取組方針案について
 - ・新取組方針担当課について 他
- 3月19日（金） 第3回 教員の多忙化対策検討委員会
- ・新取組方針のとりまとめ 他

令和2年度 教員の多忙化対策検討委員会委員

委 員	職 名	氏 名
委員長	山梨県教育委員会教育長	斉木 邦彦
副委員長	山梨県教育委員会教育次長	小林 厚
委 員	山梨県市町村教育委員会連合会会長	小澤 建二
委 員	山梨県公立小中学校長会副幹事長	古屋 義幸
委 員	山梨県高等学校長協会管理運営研究委員会 委員長	小尾きよこ
委 員	山梨県教育委員会教育監	嶋崎 修
委 員	山梨県教育委員会教育監	井上 耕史
委 員	山梨県教育委員会理事	降籬 友宏
委 員	山梨県教育委員会次長（総務課長事務取扱）	小田切三男
委 員	山梨県教育委員会福利給与課長	小尾 一仁
委 員	山梨県教育委員会学校施設課長	藤原さつき
委 員	山梨県教育委員会義務教育課長	中込 司
委 員	山梨県教育委員会高校教育課長	荻野 智夫
委 員	山梨県教育委員会 高校改革・特別支援教育課長	百瀬 友輝
委 員	山梨県教育委員会生涯学習課長	山岸 ゆり
委 員	山梨県教育委員会保健体育課長	上田 直人
委 員	山梨県教育委員会 教育事務所長・副所長会代表	玉島 正隆
委 員	山梨県総合教育センター所長	廣瀬 浩次
委員・事務局	山梨県教育委員会働き方改革推進監	小俣 義一
事務局	山梨県教育委員会総務課総括課長補佐	土橋 信也
事務局	山梨県教育委員会総務課課長補佐	小林 宏行
オブザーバー	山梨県PTA協議会会長（小中学校）	井上 貴文
オブザーバー	山梨県高等学校PTA連合会会長 （県立学校）	金丸 正

令和2年度 働き方改革ワーキンググループ

委員及び事務局員

委 員	職 名	氏 名
委員長	働き方改革推進監	小俣 義一
委 員	福利給与課課長補佐	中村 恵一
委 員	福利給与課課長補佐	山寺 秀美
委 員	義務教育課人事管理監	秋山 克也
委 員	義務教育課課長補佐	小池 孝二
委 員	義務教育課課長補佐	三澤 明生
委 員	義務教育課主幹・指導主事	山本 撰
委 員	高校教育課人事管理監	安達 徹
委 員	高校教育課課長補佐	内藤 京
委 員	高校教育課副主幹・指導主事	笠井 寛仁
委 員	高校改革・特別支援教育課課長補佐	荒川 昌浩
委 員	保健体育課課長補佐	山田 芳樹
委 員	保健体育課主幹・指導主事	花輪 孝徳
委 員	保健体育課副主査・指導主事	武藤 拓馬
委 員	総合教育センター研修指導課長	西室 直哉
委 員	総合教育センター主幹・指導主事	古屋 章
事務局員	総務課課長補佐	小林 宏行
事務局員	総務課主査	日向 かづ美

オブザーバー	山梨県教職員組合
オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合

※委員及び事務局員は、山梨県教育委員会所属

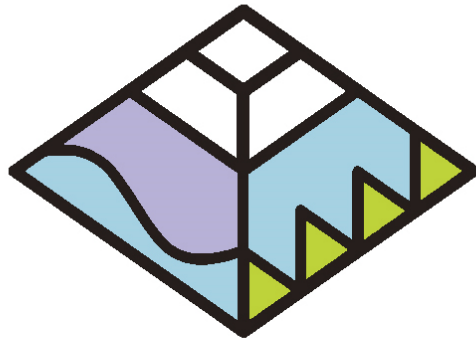
令和2年度 部活動の負担軽減に係る検討ワーキンググループ

委員及び事務局員

委 員	職 名	氏 名
委員長	保健体育課長	上田 直人
副委員長	保健体育課総括課長補佐	塩田 岳
委 員	働き方改革推進監	小俣 義一
委 員	義務教育課課長補佐	三澤 明生
委 員	高校教育課副主幹・指導主事	笠井 寛仁
委 員	高校改革・特別支援教育課主幹・指導主事	木村 則夫
委 員	総務課課長補佐	小林 宏行
事務局長	保健体育課課長補佐	山田 芳樹
事務局員	保健体育課主幹・指導主事	花輪 孝徳
事務局員	保健体育課副主査・指導主事	武藤 拓馬

オブザーバー	山梨県教職員組合
オブザーバー	山梨県高等学校・障害児学校教職員組合
オブザーバー	山梨県小中学校体育連盟
オブザーバー	山梨県高等学校体育連盟
オブザーバー	山梨県高等学校野球連盟
オブザーバー	山梨県高等学校文化連盟

※委員及び事務局員は、山梨県教育委員会所属



やまなし

山梨県教育委員会総務課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育委員会ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>
